

【令和9年度横浜市認可保育所等の申請を希望する方へ】

① 必要書類

横浜市を含めて
最大第20希望まで！

併願 申請の場合（川崎市・横浜市）

- ・川崎市の申請書類一式（希望園欄には横浜市希望園を含めてすべての園を必ずご記入ください。）
- ・横浜市の申請書類一式（希望園欄には川崎市希望園を含めてすべての園を必ずご記入ください。書類の詳細につきましては、横浜市にご確認ください。令和8年度課税証明書の添付も必要です。）

横浜市園のみ申請の場合（※利用希望日の前日までに、横浜市に転入予定のある方は川崎市書式①②③は不要、横浜市書式のみ横浜市に提出）

- ・川崎市書式の①教育保育給付認定申請書②保育所等利用申込書兼児童台帳③保育所等利用申込みに関する確認票
- ・横浜市の申請書類一式（書類の詳細については横浜市にご確認ください。令和8年度課税証明書の添付も必要です。）

② 申請締切日

●利用希望日の前日までに横浜市に**転入予定がある**場合は、**横浜市の一次利用調整**から対象です。横浜市の締切日までに**横浜市に直接申請**してください。

【川崎市での横浜市一次申請受付期間】令和8年10月13日(火)～令和8年10月19日(月)〔必着〕

※**横浜市内保育所等で対象となる保育士等の就労・内定している方**は、転入予定の有無にかかわらず、**横浜市の一次利用調整**から対象です。※**横浜市に転入予定がない方は、川崎市を経由して横浜市宛に申請書を提出します。原則窓口での受付となります。オンライン・郵送での受付は出来ません。**

※横浜市に転入予定で横浜市園のみ申請の場合はオンライン申請が可能です。

●利用希望日の前日までに横浜市に**転居予定がない**場合は、**横浜市の二次利用調整**から対象です。

川崎市の一次利用調整の申請をする際に、横浜市の書類一式も併せて申請してください。川崎市を経由して横浜市宛に申請書を提出します。原則窓口での受付となります。オンライン・郵送での受付は出来ません。

川崎市一次申請受付期間：令和8年10月13日(火)～令和8年11月6日(金)〔必着〕

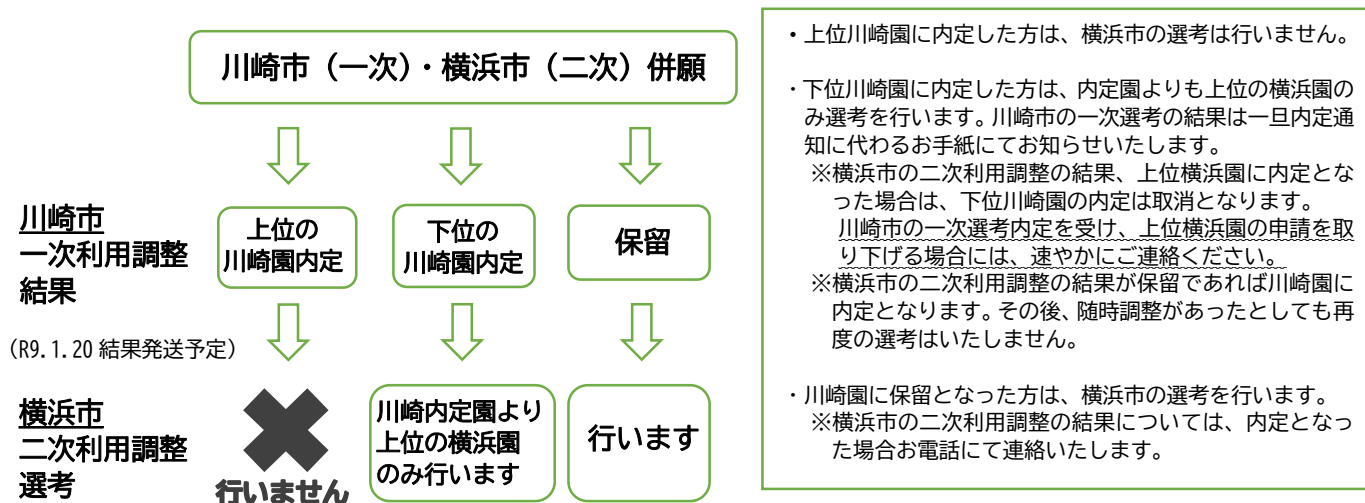
【川崎市での横浜市二次申請受付期間】令和8年10月13日(火)～令和9年1月22日(金)〔必着〕

※川崎市の一次利用調整の結果は令和9年1月20日（水）を発送予定としております。なお、川崎市の結果通知が保留となり、その後横浜市内認可保育所等を追加で希望する場合に、横浜市宛の申請書の提出が横浜市の二次利用調整申込締切日に間に合わない可能性がありますので、川崎市の一次利用調整の申請をする際に、横浜市の書類一式も併せて申請するようお願いいたします。

（裏面もご確認ください。）

③ 併願の取扱いについて

横浜市の利用調整が二次からとなる方は、川崎市の一次利用調整の結果次第で取扱いが異なります。
詳細は次のとおりです。



④ 横浜市の申請書類注意点

横浜市の申請書類において特に注意いただきたい箇所

・就労証明書 N0.15 入所内定時育休短縮可否 保育所の内定が決定した場合、利用開始月中に育児休業を終了することが可能か記載してください。

その他横浜市の申請書類に関して、令和9年度横浜市保育所等利用案内の内容を確認し、申請するようお願いいたします。

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の「9 保育士等」

世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推薦事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。